

脱炭素社会の実現に向けて

地球温暖化等の気候変動問題は、世界の喫緊の課題であり、2050年までに、温室効果ガス排出が実質ゼロとなる「脱炭素社会」を実現させるためには、県民、企業、行政等、あらゆる主体がそれぞれの立場で、行動を起こしていくことが必要です。

県では、こうした行動変容に向けた様々な取組を行っており、ここでは3つの取組を紹介します。

I かながわ脱炭素ビジョン 2050



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/bijyon/datutanso-bijyon.html>

地球温暖化の進行を止める取組を行わずにいると、既に現れている温暖化の影響である、熱中症搬送者数の増加や集中豪雨等による自然災害等の被害がさらに大きくなるおそれがあると言われています。こうした影響を最小限に抑えるには、温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出量と吸収量を合わせて実質ゼロにする脱炭素社会の実現が不可欠ですが、これまでの生活様式のままでは実現することが難しく、一人ひとりがその行動を変えていく必要があります。

県と（公財）地球環境戦略研究機関（^{アイジェス}IGES）では、2021年11月、「かながわ脱炭素ビジョン2050」（以下「ビジョン」といいます。）を作成し、脱炭素を達成した社会の将来像と、その実現に向けて今からできることなどを取りまとめました。

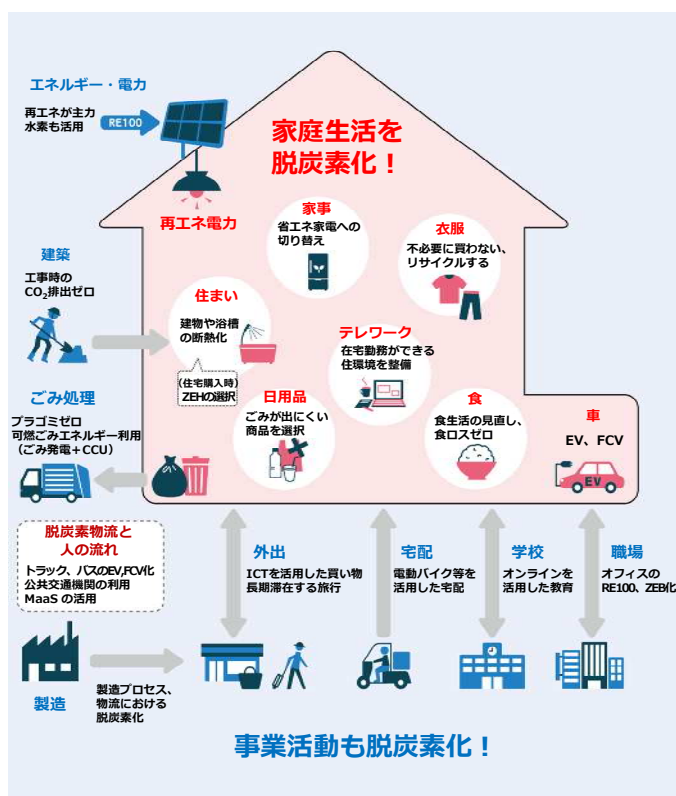
ビジョンでは、可能な限りの省エネを進めることを前提として、「再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。詳細は2ページ参照）」、「電化」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の3つをキーワードに、今からできることを具体的に紹介しています。

例えば、家で使う電気は、自宅の屋根に太陽光パネルを設置することや再エネ由来の電力を調達している電力会社に切り替えることを検討し、その電力を使って調理できるような電気調理器具の活用や、省エネ型の冷蔵庫に買い替えることなどを検討します。

また、ネットワーク環境の整備を行い、在宅で仕事や教育が受けられるようにすることも、通勤・通学等に係るエネルギーの効率化という観点で脱炭素につながる取組にもなります。

さらに、こうした生活の変化を見据えて、事業者の事業活動も変わっていくことが想定されます。

何気ない日々の生活・行動一つひとつがわたしたちの未来を創っていくことになりま。皆様もできることから始めて、「2050年脱炭素社会」を実現しましょう！



（脱炭素ライフスタイルのイメージ）

2 再生可能エネルギーの利用促進



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/index.html>

太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再エネ由来の電力（以下「再エネ電力」といいます。）は、発電時に温室効果ガスを排出しない環境に優しい電力です。家庭や企業等で使用する電力を再エネ電力に切り替えることは、脱炭素社会の実現に大きく貢献する取組です。県では、県内の家庭、企業等での再エネ電力の利用が進むよう取組を進めています。

(1) 家庭向け

▶ みんなでいっしょに自然の電気（「みい電」）キャンペーン

家庭における、再エネ電力の利用を促進するキャンペーンで、九都県市等と連携して実施しています。再エネ電力の購入希望者を募り、入札により電力販売会社を選定します。スケールメリットを生かして価格の低減を図ることで、通常よりも安い費用で切替が可能になる仕組みです。

* 2021年度のキャンペーン期間：2021年10月22日～2022年1月31日



(キャンペーンの流れ (キャンペーンチラシから抜粋))

(2) 企業・団体向け

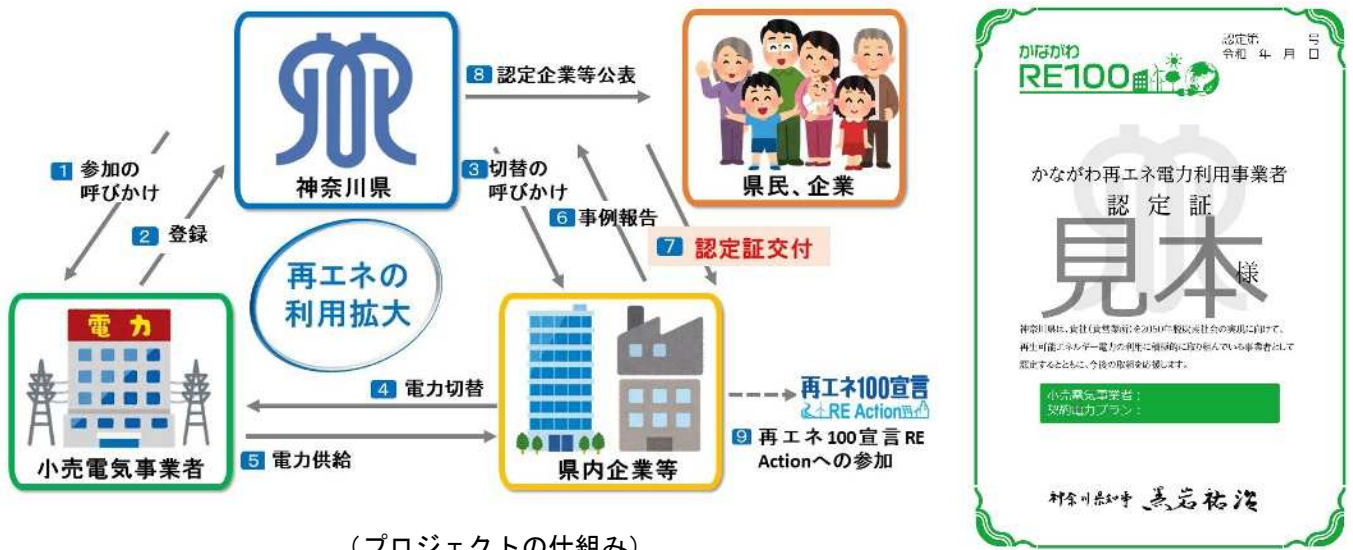
▶ かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト

再エネ電力を利用する県内企業等及び再エネ電力を供給する小売電気事業者の両方を応援する取組です。

具体的には、企業等が再エネ電力への切替を検討する際の参考となるよう、本プロジェクトに参加している小売電気事業者が提供する再エネ電力プランを県ホームペ

ージに掲載します。再エネ電力に切替えた企業等に対し、地球温暖化対策に取り組んでいる事業者として県から認定証を交付するとともに、再エネ利用に至った経緯や取組をホームページで紹介しています。

* 2021年12月現在、73社を認定しています。



(プロジェクトの仕組み)

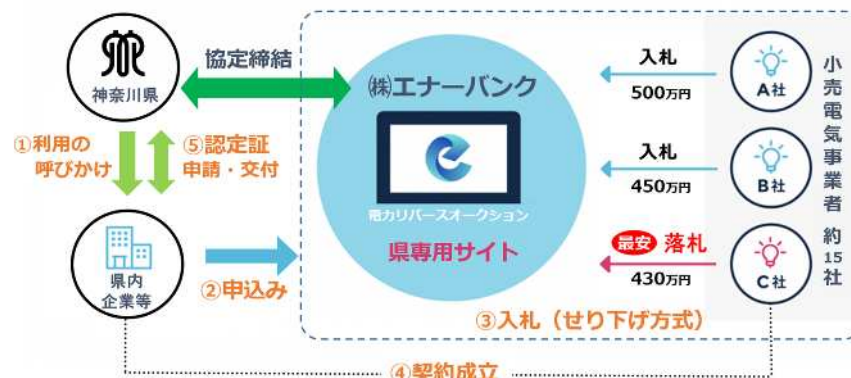
(かながわ再エネ電力利用事業者認定証)

▶ かながわ再エネオークション

料金が高いというイメージのある再エネ電力を、リバースオークション（せり下げ方式の入札）を利用し、できるだけ安く・簡単に調達できる仕組みです。

「かながわ再エネオークション」にお申込みをいただくと、事務局※がリバースオークションを実施し、最もお安く再エネ電力を供給できる小売電気事業者をお知らせします。また、複数の県内企業等を募り、リバースオークションを実施する「共同オークション」キャンペーンも実施しました。

※ 県と「再エネ電力の利用促進に関する連携協定」を締結した（株）エナーバンクが事務局となり、リバースオークションを運営します。



(かながわ再エネオークションの仕組み)

3 金融機関との連携による企業への温暖化対策支援

県は、自らの温室効果ガス排出を積極的に削減しようとする企業の取組を、SDGs 推進協定を締結している株式会社横浜銀行と連携して支援しています。

具体的には、地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度^{*1}（以下「計画書制度」といいます。）において、年率1%以上の温室効果ガスの削減計画を策定・提出し、それを県が公表した企業が、削減目標を達成した場合に、横浜銀行が提供する「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」^{*2}の金利優遇を受けられます。

また、県では、このローンの活用企業を対象に、温室効果ガス削減対策に関する技術的なアドバイスなどを実施します。

計画書等の提出義務のない中小規模の企業も支援の対象となりますので、ぜひ御活用ください。

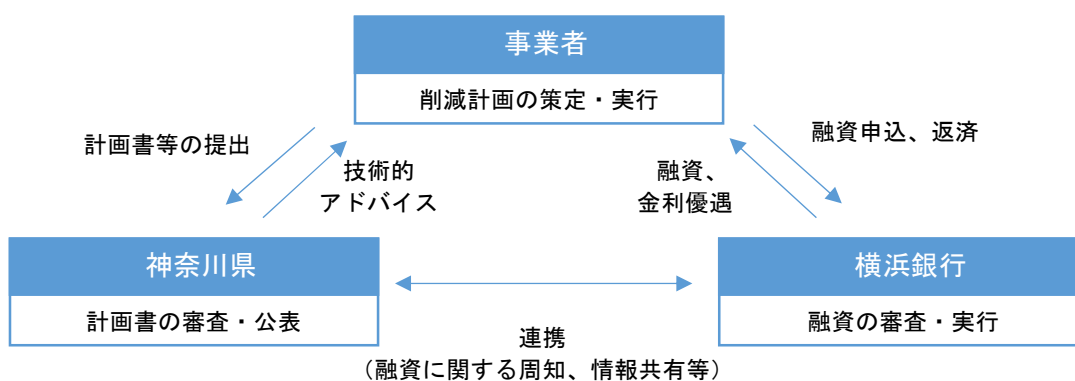
- * 1 一定規模以上（県内の事業活動におけるエネルギー使用量の合計が原油換算1,500kL/年以上又は県内に使用の本拠を有する自動車の使用台数が100台以上）の事業活動を行う企業に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を県が公表する制度。一定規模未満の企業（中小規模企業）も任意提出が可能。

▶ 神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/index.html>



- * 2 2021年10月から取組開始。同等の計画書制度を運用する横浜市及び川崎市並びに中小規模事業者向けの計画書制度を運用する相模原市においても、県と同様に横浜銀行と連携した取組を実施。



（神奈川県と株式会社横浜銀行との連携 イメージ）